

憲法第1条の「象徴」(symbol)の語の由来について

1 憲法制定過程における「symbol」の由来

- (1) 日本国憲法の制定過程において、「symbol」の文字が現れたのは、いわゆるマッカーサー草案(総司令部案)においてであるとされる。

Article I. The Emperor shall be the symbol of the State and of the Unity of the People, deriving his position from the sovereign will of the People, and from no other source.

※マッカーサー草案(総司令部案)……昭和21年2月1日付毎日新聞が日本側の案としてスクープした内容を不十分と判断した総司令部が自ら作成した案。2月3日、マッカーサー元帥がホイットニー民政局長に作成を指示、同月13日に日本側に提示された。

- (2) マッカーサー・ノートの「head」を「symbol」に改めた理由

マッカーサーが草案起草に当たってホイットニー民政局長に指示した、いわゆる「マッカーサー・ノート」においては、“The Emperor is at the head of the State”とされていた。

The Emperor is at the head of the State.
His succession is dynastic.
His duties and powers will be exercised in accordance with the Constitution and responsible to the basic will of the people as provided therein.

マッカーサー草案の起草者が「head of the State」(元首)を「symbol」に改めた理由については、次のような記述がある。

『外国の憲法的文書において国王の地位に「象徴」の文字を用いた立法例として有名なものに、イギリスのウェストミンスター条例(1931年)の前文における「クラウンはイギリス連邦構成諸国の自由なる結合の象徴である」との規定があることは広く知られているところであるが、……総司令部における本条の起草者たちは、「象徴」のヒントを直接にウェストミンスター条例からとつたということではなく、むしろ、新しい天皇の地位を現わす適切なことばとして発明したものであるようである。』

『特に元首という語を避けたのは、ヘッドという文字を用いるとやはり従来の明治憲法の解釈に戻るおそれがあるということを考慮した結果であるようである。すなわち、「象徴」という文字を用いたことはヨーロッパ的な「ヘッド・オブ・ザ・ステート」ということを特に否認する意味ではないのであり、ただ、日本で元首という語をそのまま用いると明治憲法のような解釈がまた出てきはしないか、そしてそれでは民主主義的な考え方がこわされてしまうことをおそれたのであると述べられている』

(内閣憲法調査会 憲法運用の実際について第三委員会報告書)

2 憲法制定過程における「象徴」の検討の経過

(1) マッカーサー草案の外務省訳

第一条 皇帝ハ国家ノ象徴ニシテ又人民ノ統一ノ象徴タルヘシ彼ハ其ノ地位ヲ人民ノ主権意思ヨリ承ケ之ヲ他ノ如何ナル源泉ヨリモ承ケス

(2) その後の検討過程における変遷

その後の検討過程では、「象徴」と並んで「標章」という語も用いられていたが、昭和21年3月6日に内閣が発表した「憲法改正草案要綱」以降は、「象徴」という語のみが用いられることとなったようである。

3月2日案（マッカーサー草案に基づいて日本側が作成した案）

第一条 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国ノ象徴及日本国民統合ノ標章タル地位ヲ保有ス。

憲法改正草案要綱(3月6日、内閣が国民に公表した案)

第一 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国及其ノ国民統合ノ象徴タルベキコト

(3) 帝国議会の審議における指摘

帝国議会における審議において、「象徴」に代わって「表象」や「しるし」という語を用いてはどうかとの指摘に対し、次のような答弁がなされている。

国務大臣（金森徳次郎君）それから象徴と云う言葉を古典的な表象という言葉で以てしたらば宜いじゃないか。成る程そう云う言葉もあつたに相違ありませぬが、これは色々な言葉を選びました結果、古い言葉には古い言葉の持つて居る色々な連想がありまして、今思い付いたことではありまするが、例えば表象と云う言葉は寧ろ哲学者の一部では全然別個の意味に使われて居る場合もあるように思つて居ります。それから「しるし」と云うような言葉は、私共の考へて居る象徴と云う言葉を表わすには余りにも意義の幅が広くて、時あつては同じ気持を表わし得るにしても、多くの場合には十分ではない。斯う云うように考へて居ります。色々選びました結果、象徴と云う言葉が適當ではないか。殊にこれは翻訳語としては耳新しい言葉であるかも知れませぬけれども、一つ一つ離して見ますれば、象も徴も古くから中国に於てこの方向の意味を持つて居る言葉であつたように心得て居ります。

(昭和21年9月5日 貴族院帝国憲法改正案特別委員会)
(片仮名書き・旧字体・旧仮名遣いである原文を適宜編集)

《参考》「象徴」の意義

『象徴とは、定義的にいえば、抽象的・無形的なもの（たとえば平和）を現わすところの具体的・有形的なもの（たとえば鳩）をいう。すなわち、人がその具体的・有形的なものを見ることによつて、それによつて現わされる抽象的・無形的なものを頭に浮かべることができるときに、前者は後者の象徴であるという。本条が天皇を日本国および日本国民統合の象徴であると定めていることも右と同様であつて、金森国務大臣も憲法議会において、天皇が象徴であるというのは、人が天皇を見ることによつて日本国および日本国民統合の姿を見ることができるといふ趣旨であると説明している。』

（内閣憲法調査会 憲法運用の実際について第三委員会報告書）